

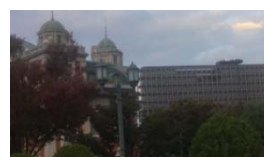
## 「原発賠償裁判」傍聴記(2)

11月1日午後、原発賠償関西訴訟の第20回口頭弁論が大阪地方裁判所202号法廷で行われた。8月9日の第19回に続いて、運よく抽選に当たり、最前列の中央で傍聴した。裁判長が代わり、提出書類の確認が慎重になされ、その後に原告弁護団がパワーポイントによる明快でパワーある弁論をした。

今回の準備書面56は、被告国28・29準備書面に対する反論から構成されている。被告国は訴訟提起から5年が経って突然、自ら「活用できない」と主張してきた確率論に頼った主張を展開している。

それに対し原告側は確率論によると問題の先送りとなる。長期評価は規制のルールに取り込むべき知見であり、先送りが許されるものではない。すでに指摘してきたように、長期評価が示す結果は、炉心損傷等の深刻な被害をもたらす津波を伴う地震が、極めて高い発生頻度で生じるといふ、重大かつ切迫したものであった。それ故、被告国の主張は誤りであり、被告国に責任が認められるべきことは明らかである。

口頭弁論は30分余りで終了し、その後、大阪弁護士会館10階会議室で「報告集会」が行われた。いつものように原告団を支えるサポーターの皆さんからの心のこもった訴えに続いて、原告団から挨拶があった。



原告団の活動や近況が報告されたが、原告団代表の森松明希子さんのスピーチ、「森松節」は何回聴いても心に迫るもの



がある。森松さんは最初に、裁判が始まってから今回で裁判長が5人目となった。この「逆境」を乗り越えていくこと、裁判をとりまく状況変化について語る。



なかでも、有害物質の国連特別報告者が「20ミリシーベルトで帰還」という日本政府の政策に懸念を表明したことを紹介。

これは森松さんらが国連などを訪問したことの成果だ。福島からの県外避難者らの声に沿うものであり、これからの裁判にも重要な意義がある。

いつも「森松節」から元気をもたらしてきたが、この日も支援者の皆さんに届いたようだ。じつは数日前、地下鉄御堂筋線「長居駅」あたりで、森松さんの総理大臣と福島県知事宛ての迫力ある「手紙」をネットで目にした。かなり「ながい」ので、あとから、じっくり読んだ。森松さんらの原告「本人尋問」が早く始まるのを期待したい。

(2018年11月3日)